

○岡田議長 次に、森田議員。

[森田議員質問席へ]

○森田議員 森田悟史でございます。令和7年12月定例会におきまして、大要4点質問させていただきたいと思いますので、前向きな御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速質問に移りたいと思います。まず初めに、米子市ホームページの利便性向上について伺ってまいります。

行政のデジタル化やオンラインサービスへの期待が高まる中、市民の皆様が最も多く触れる行政の顔とも言えるのがこの米子市のホームページではないでしょうか。特に近年、自治体のホームページは、単なる情報提供の媒体という役割をはるかに超え、市民の生活の利便性の向上、行政サービスのアクセシビリティ、さらには、市外への魅力発信という極めて戦略的な役割を担うようになっていると考えております。本市においても、若い人に限らず、多様な方々が日常的にホームページを利用されていることと思います。

一方で、情報がどこにあるか分かりづらいですか、スマートフォンからの閲覧が不便というような利便性の観点、そして、デザイン的にどうかというような御意見も伺っているところでございます。

そこで、まず初めに、現行の米子市ホームページについて、課題と改善の必要性の認識についてお伺いをいたします。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 市政におきまして、市民への情報提供や行政の透明性確保などにおいて、広報は非常に重要な役割を担うもので

ございます。本市は、広報よなごやホームページ、SNS、ケーブルテレビ、ラジオなど、様々な媒体を活用しまして、情報発信に努めているところでございますが、ホームページはその基盤と言える媒体でございます。

本市ホームページにつきましては、平成23年の構築時と比較しますと、ページ数や情報量が増加し、動線が複雑化するとともに、スマートフォンの普及による市民の情報行動も変化していることから、より効率的に、かつ確実に情報を届けるためには機能やデザインなどの改善を図る必要があると認識をしております。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 機能やデザインなどの改善についても触れていただきました。

続きまして、ウェブアクセシビリティーについてお伺いをしたいというふうに思います。ウェブアクセシビリティーとは、利用者の障がいなどの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できることとされております。また、その到達度合いを意味します。

この情報を提供する側がウェブアクセシビリティーに配慮して、適切に対応をしていませんと、ホームページ等から、例えば避難場所に関する情報を取得できなかったりですとか、パソコン等による手続ができないという問題等が発生し、社会生活へ多大な不利益が発生したり、また災害時等に必要な情報が届かない状況となれば、生命の危機に直面する可能性もあると思います。障がいなどの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、全ての

市民が情報から取り残されることなく、スムーズに情報にアクセスできることはデジタル社会における行政の基本的責務であり、総務省は、自治体に対し、アクセシビリティー基準への適合を求めております。総務省のみんなの公共サイト運用ガイドライン2024年版において、未対応のサイトについては、速やかに方針を策定し、準拠するよう明記されております。

多くの自治体において、アクセシビリティー基準（JIS X 8341-3:2016、レベルAA）への適合が求められる中、本市の現状はどのようにになっているのかお伺いしておきたいと思います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 現在、本市ホームページでは、情報格差の解消に向け、高齢者や障がい者の障がいのある方をはじめ、誰もが支障なくホームページを利用できるよう、文字サイズの変更、やさしい日本語、振り仮名表示、色の変更、音声読み上げなど、基準への一定レベルでの適合を目指して運用はしておりますが、ニーズが多様化する中で、対応すべき項目も併せて多様化しております、完璧に適合しているわけではないことから、さらなる改善が求められる状況でございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 完璧に適合しているわけではないので、さらなる改善が求められるというふうな御答弁をいただきました。

続いて、利便性というところ、特に欲しい情報へ到達のしやすさについて掘り下げて伺っていきたいと思いますが、市民の方がホームページにアクセスする目的で最も多いのは、ごみであった

り、子育て、防災、申請手続など、実際の生活行動に基づく情報であるというふうに考えております。しかし、この米子市のホームページにおいては、利用される方が目的にたどり着くまでに多くの手間とステップが必要になっているのが現状であるというふうに認識をしております。市民の方が必要な情報にスムーズにアクセスできる構造になっていると認識しておられるのか伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 本市のホームページに対しましては、最近、スマートフォンを活用される方も多いので、特にスマートフォンユーザーの方から、欲しい情報が見つかりづらいという御意見があることは承知をしております。これは、情報が階層の深いところにございまして、何度もタップ、クリックしないとたどり着けなかったり、全ての情報が担当課ごとにぶら下がる形で作成しておりますので、情報から情報への移動がスムーズにできないことなどが要因だと考えております。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 情報から情報への移動がスムーズにできないというような具体的な要因まで御答弁いただいたかと思いますが、このホームページは、先ほどは市民の方に関して質問させていただいたんですけども、例えば市外の方であっても、移住を検討されている方であったり、あとは企業立地を検討する方であったり、観光で訪れる方などなど、市民の方に限らずアクセスされるものというふうに思っております。シティープロモーションにも非常に力を入れていただいておりますので、そこで、米子市について知った方が最初に訪れるのがこのホームページなのではないかな

というふうに思っているんですけれども、このホームページにおいては、デザインの統一性というものが弱く、魅力発信のための動線が十分ではないなど、本市の魅力が伝わりにくくなっているというような課題があるのではないかと考えております。市の魅力を発信するためには、単なる情報整理だけではなく、市の価値をどう伝えるか、どのようなイメージを持ってもらうかというデザイン戦略とコンテンツ戦略が不可欠なのではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。現行ホームページは、米子市の魅力発信に十分貢献できていると考えておられるのかお伺いいたします。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 本市は、市報、SNS、広報動画など、様々な媒体を活用しまして魅力発信に努めているところでございます。ホームページはそれらの情報発信の基盤としての役割を担っております。確かに至らない点もございますが、例えば米子城につきましては、市ホームページにその魅力発信に特化したランディングページを設け、訪れたくなるような情報発信の役割を担うことにより、来訪者の増加に貢献していると考えております。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 御答弁いただいた米子城のランディングページについては、市民の方からも大変御好評をいただいておりまして、ああいった形のデザインが市の公式のホームページでできたらいいのではないかみたいな具体的な御意見も伺うところがありまして、そういう部分でも、シティープロモーションの部分で興味を持

っていただいた方が訪れるホームページをしっかりとつくり込んでいただく必要があるのではないかと考えております。

米子市として、見やすさと利便性を両立したホームページのリニューアルが必要ではないかと考えますが、市の御見解をお伺いしたいと思います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 この米子市のホームページ、市のホームページということでございますけれども、これは市政についてよく御存じの方から、あるいはそうでない方、あるいは市外の方など、幅広いニーズに応える必要がございますので、分かりやすさですか、内容の充実、こうしたものを両立していかなければならぬといふ点で、なかなか我々としても頭を悩ませているところでございます。そこで、本市の魅力を発信しつつも、必要な情報を効率的かつ確実にお届けするためにも、今の時代に合ったデザインですか、あるいは機能を備えて、アップデートするということは必要だと考えてございます。その際に、小修繕ではなくて、やはり抜本的に変えていかなければいけないということであれば、リニューアルも含めて、これは検討しなければならぬ、そのように考えております。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。前向きな答弁をいただいたかなというふうに思っております。伊木市長の就任されて以降、シティープロモーションのほうにも大変力を入れていただいているというふうに思っておりますので、そういった既存の部分の取組も含めまして、より一層効果を發揮することができると思いま

すので、ぜひお願ひしたいと思っております。

続きまして、大要 2 点目に移っていきたいと思います。行政データの利活用について伺います。

その前に、まず、最初のほうに E B P M について少し伺ってみたいと思っております。人口減少が進み、財源も人員も限られる中、効果の高い施策を選び抜き、優先順位をつける力が求められていると感じております。そのための客観的な根拠となるものの一つがデータであるというふうに考えております。行政が持つ膨大なデータを最大限活用することは市民サービスの質の向上、事業の効率化、財政の健全化に直結する、未来を見据えた極めて重要な視点であります。

まず初めに、E B P M の必要性と効果について、市の基本的な見解をお伺いしておきます。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まず必要性でございますが、E B P M の推進によりまして、政策効果が明瞭な施策に対して、限られた自治体資源を適正に投入できるものと考えてございます。そして、効果でございますが、財源、人的資源の効果的な活用はもちろんでございますが、市民サービスの向上についても期待をいたしているところであります。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 E B P M の必要性については、この場におられる皆さんに限らず、市の職員の皆さんにももちろん御理解いただいているものというふうに思っております。その一方で、実際にこれが現場レベルで実効性のあるものとして定着して、政策立案に組み

込まれるには大きな障壁が存在するのではないかと考えております。

例えば E B P M を推進していく旗振り役は誰がやるのかですか、データ分析や部局間の連携など、E B P M 推進における課題というのは幾つか想定されますが、本市における E B P M を推進する府内の体制がどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まずは、本市の計画でございますが、デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定してございます。この計画の中には、E B P M 推進に向けた主な取組などを位置づけてございまして、全府的な浸透を図っているところであります。また、職員の研修にも取り組んでございます。これは三、四年次ごとで、例えばデータの収集分析での現状把握の必要性ですか、あるいは政策形成にどう生かしていくのか、こういった観点での研修にも取り組んでいるところであります。

そのほか、せんだって策定をいたしましたまちづくりビジョンにつきまして、進捗点検にビッグデータを活用することといたしてございます。ビジョン以外も含めまして、各種データを施策の構築、点検に活用していくこととしてございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 データ収集、分析ということにも触れていただきまして、ここからはデータの利活用というところについて深掘りをしていきたいというふうに思っております。

一般的に地方自治体が持つデータの量というのは非常に多くて、

またさらに正確性というのも非常に高いものであるというふうに認識をしております。保有するデータの多くは、既存の行政サービスのために入手したもので、ほかの目的に利用するということは通常想定されていないというふうに思っておりますが、こういったデータを有効活用することで、先ほどから議論させていただいておりますE B P Mの推進だけでなく、例えば住民一人一人に合った情報や行政サービスの提供などが可能になったり、住民サービスの質の向上につながったり、行政サービスの生産性の大幅な向上にもつながるのではないかというふうに考えております。ですので、自治体の持つデータというものを有効活用するということは非常に重要であるというふうに思っております。

府内には、部署ごとに膨大なデータが存在するというふうに認識をしておりますけれども、この全体像を把握するだけでも相当な労力を要するのではないかでしょうか。現在、米子市において、この行政データはどこに、どのような形で管理されているのか、どの部署にどのようなデータが存在するかという全体像、いわゆるデータカタログのようなものが整備されているのかというところをお伺いしたいと思います。

○岡田議長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 行政データの管理についてです。行政データには、住民に関するデータや公共施設に関するデータなど、様々な種類が存在しております。これらの多くはセキュリティーを施した情報システムで管理しております。特に住民情報と呼んでおります住民基本台帳や税に関するデータなどは、セキュリティー上、厳格な管理が必要となりますので、本来の目的以外で利用す

る場合、すぐに自由に使えるような扱いを行っておりません。

続きまして、データカタログの整備の有無ですけども、現在、どの部署がどのようなデータを持っているかを一覧にしたデータカタログは作っておりませんが、データを利用したいとの相談には個別の対応をしております。具体的には、利用形態に応じて、その都度、法律や条例、規則等のルールと照らし合わせ、利用が可能かどうかを判断しております、問題なければ、利用可能な状態で提供しております。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 現在は個別で対応していただいているというようなことだったかというふうに思っておりますが、データ活用する際に重要な点として、手軽にデータにアクセスでき、分析ができるという環境が必要なのではないかというふうに考えております。データを集めたりですとか、分析というところに時間をかけるのではなく、ある程度整っている状態のデータであったり、分析された内容を基に、では、どのようなアプローチをしていくのかというところの政策を考えしていく、そこに時間を使うというのが本来の在り方なのではないかというふうに考えております。職員さんの負担を軽減しつつ、政策の質を高めるため、府内データの一元的可視化や、専門知識がなくても分析可能なBIツールの導入が必要なのではないかというふうに考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

○岡田議長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 BIツールの導入についての見解です。まず、データ活用を進めるに当たり、データ出力や加工が自動化できる

BIツールを含むICTツールを使うことで作業効率は上がると認識しております。具体的な例としましては、現在、人口の推移、生成AIや電子申請サービスの利用状況などを自動でグラフ化し、府内向けに取組状況を可視化するようなことは取り組んでおります。

一方で、BIツールを使ってデータ活用を進めるには幾つか課題がございます。具体的には、先ほど答弁でもありました住民情報、住民情報を使う場合は個人を特定できないよう、匿名加工が必要となります。さらに、住民情報を扱う情報システムは専用ネットワーク内にあるため、データの自動収集や加工、加工にはセキュリティー上、簡単にできない仕組みにしております。そのため、本市といたしましては、BIツールの導入や運用よりも、生成AIを優先したほうが総合的、トータルでより大きな効果が得られると認識しております。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 おっしゃるように、個人情報というものにひもづいているデータというものは取扱いが大変注意が必要であるということは理解しております。そういった上で、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE1の採択事例があるBIツールの中にもデータ活用を進める際に課題となる作業、データ収集、匿名化、データ集計、加工、グラフ作成、マッピングデータ更新という作業を自動化できるというようなものもあるというふうに認識をしておりますので、こういったものが、既存のシステムとの親和性もあると思いますので、そういったところも踏まえて、また研究をしていただければなというふうに思っております。

加えて、この本市が持っているデータをオープンデータとして公開して、市民や企業、大学などがデータを活用し、新たなサービスの創出や行政の透明性向上を促すことが可能になると思っております。本市が公開しているオープンデータの範囲、更新頻度、形式など、現状についてお伺いをいたします。

○岡田議長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 初めに、オープンデータの範囲ですが、本市の人口統計、公共施設一覧、3D都市モデルなどのデータを本市ホームページや県の鳥取県オープンデータポータルサイト、国土交通省のウェブサイトなどで公開しております。

続きまして、データの更新頻度ですが、種類によって異なります。多くは不定期での更新となります。本市の住民基本台帳の町丁別人口世帯数表のように毎月更新しているデータもございます。

次に、データの形式ですが、データの多くは表計算ソフトで扱えるCSV形式や一般的な標準形式のファイルでダウンロードできますので、二次利用が可能となっております。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 それでは、この項の最後に、データを活用した官民共創の可能性について伺いたいと思います。行政が持つデータを市民、企業、大学などが活用し、新しい価値を共につくる時代になってきていると感じております。本市でも、人口減少、福祉、観光、交通、防災など、多くの課題があり、外の力を生かすことは不可欠であると思います。また、ローカル・ゼブラという言葉が注目されているように、地域の課題をビジネス手法で解決して

いくということにも非常に注目が集まっていると思います。

そこで、市民、企業が価値の高いデータを自由に活用し、官民共創で地域課題を解決する仕組みづくりの意義をどう捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

○岡田議長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 大量で正確なデータは価値が高く、官民で共有しながら地域課題の解決に取り組むことは今後の自治体運営におきまして非常に重要だと認識しております。国や鳥取県でも、行政データの利活用に関する取組をされていらっしゃいますので、本市としてもその動向を注視しながら、必要に応じて連携しております。

また、本市の取組事例としましては、鳥取大学医学部附属病院をはじめとする市内の急性期病院や民間企業と連携し、地域課題の解決に向けた取組を進めています。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 地域の企業においても、地域の課題や社会の課題をビジネス手法で解決していくことが今後加速していくものと思いますので、こういった際に、官民で共創していくようなデータにアクセスしやすい体制整備をお願いしておきたい思います。

続いて、大要3点目に移っていきたいと思います。保育の利用調整について伺います。

保育行政は子育て支援の基盤であり、働く家庭の生活を支える極めて重要な制度です。その中でも利用調整は、限られた保育資源を公平に配分するための仕組みであり、市民にとって分かりや

すぐ、納得感のある運用が求められるというふうに考えております。

しかし、市民や保育園の現場から、希望する園に入れないですとか、ミスマッチが生まれているといった制度の運用に関わる声が寄せられておりまして、今回、質問をさせていただこうと思っております。

まず初めに、保育の利用調整の本来の目的と制度設計の経緯について改めてお伺いしたいと思います。

○岡田議長　瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長　利用調整の目的と制度設計の経緯についてでございますが、まず、目的は、保育の必要度に応じた公平な利用の保障を市町村の責務で実現することであり、保育の必要性が高いにもかかわらず、保育施設を利用できない子どもをなくすため、保育資源を必要性の高い順に割り振り、保育の利用調整を行うことでございます。

次に、制度設計の経緯につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、当分の間、全ての市町村に対しまして、保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所等を利用するに当たり、必ず利用調整を行った上で、各施設、事業所に対しまして利用の要請を行うことが義務づけられたものでございます。

○岡田議長　森田議員。

○森田議員　次に、保護者ニーズの把握について伺いたいと思います。保育所等の利用を希望する方の個々の希望や事情は様々であることから、各市町村において保育ニーズの把握や利用調整を丁寧に進めていくことが重要であるというふうに言われております。

す。

利用調整においては、例えば兄弟や姉妹で同じ保育所等への入所を希望する方については、優先利用となるよう配慮、保育所等の所在地と保護者の通勤経路を踏まえ、利便性の高い保育所等のあっせんを行うといったきめ細やかな対応が求められております。もちろん既に対応していただいている部分もあるというふうには承知をしている部分もあるんですけども、実際には、保護者の切実なニーズが十分に把握できていないケースや、収集された情報が選考に適切に反映されていないのではないかという懸念もございます。

そこで伺いますが、現行の利用調整プロセスにおいて、保護者の個々の希望や事情を踏まえた保育ニーズを把握することが重要であると考えますが、具体的にどのような手法で把握しておられるのか伺っておきたいと思います。

○岡田議長 濑尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 利用調整における保育ニーズの把握についてでございますが、保育施設の入所申込みの質問項目におきまして、独り親家庭などの社会的な事情や、既に保育施設を利用している兄弟姉妹と同一の保育施設を希望するなど、個別の家庭状況を把握するとともに、利用希望施設は第5希望まで受け付けし、利用調整を行っているところでございます。また、必要に応じまして個別に聞き取りを行い、個々の希望や事情の把握に努めているところでございます。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 必要に応じて個別に聞き取りを行っているというよ

うなこともおっしゃっていただいたりですとか、あと、第5希望までということで、なぜその園を希望するのかというところまでは記載する欄はありませんけれども、通勤の利便性であったり、園の特色であったり、様々な要素を複合して、保護者さんは実際に通園できる園というものを希望として出されているというふうに思っております。

そこに基準の指數と、あと調整基準指數ですかね、を基にして利用調整をしていただいているというふうに認識をしておりますが、その選考の基準である調整指數というものが、時代の変化、家庭環境の変化、働き方の変化に応じて、定期的な見直しというものも必要なのではないかというふうに考えております。把握したニーズをどのように選考で反映しているのか、また調整指數など、基準の見直し頻度、直近の見直し時期についてお伺いしたいと思います。

○岡田議長　瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長　保育ニーズの反映、基準の見直しについてでございますが、保育の利用調整は、保育の必要度の高い順に受け入れるという原則と、保護者の希望、選択の自由を可能な限り尊重するという要素を両立させるために設計されておりまして、把握したニーズは、利用者ごとに数値化した指數により優先順位をつけ、保育の必要度と保護者の希望に応じた調整方法により選考に反映しているところでございます。

基準の見直しにつきましては、保育を必要とする世帯を取り巻く環境の変化を踏まえまして、近年は毎年行っておりまして、直近では令和7年4月に、多胎児を含むきょうだいで新規に入所を

希望する場合に、同時に入所がかないやすくなりますように基準の見直しを図ったところでございます。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 多胎児を含むきょうだいで新規入所を希望する場合に、同時入所がかないやすくなるようにということで、令和7年の4月からなので、今年度からやっていただいているとのことで、非常にありがたいことだなというふうに思っておりまして。別園の方というのも聞いたりするんですけども、送迎の負担ですか、あとは行事等もまとめてということではないので、そういった調整など、非常に負担が大きいというふうに聞いておりますので、こういったことは非常に喜ばしいことだなというふうに思います。

続きまして、本市の保育における利用調整プロセスについて、具体的にお伺いしておきたいと思います。

○岡田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 具体的な利用調整プロセスについてでございますが、申請されました内容や提出書類を基に、利用者の保育の必要度を指数づけいたしまして、指数が高いほうから順に利用希望施設に利用を決定しております。また、同じ施設を希望する申請者の指数が同じであった場合には、利用希望順位の高いほうから順に利用調整し、それでも調整できない場合には、個別の事情を考慮いたしまして、本市の認可保育施設入所案内に記載しております調整順により、利用をあっせんしているところでございます。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 個別の事情についても考慮して、対応していただいている場合もあるということだったかと思います。

そうしますと、この項目の最後に、現行の利用調整のやり方というものがもたらしている課題とその対応についてお伺いしたいと思います。

○岡田議長 瀬戸こども総本部長。

○瀬戸こども総本部長 利用調整における課題と対応についてでございますが、現行の利用調整は、利用希望者の障がいや疾病、発達の状況などにより、あっせんをいたしました施設では加配職員の配置ができないことを理由に利用者が希望する施設に入所できない場合があることを課題として認識しております。そして、本市における保育の実施義務に基づき、施設側に協力を求めるとともに、保護者に対しまして適切な情報提供や支援を行い、対応しているところでございます。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 利用希望者の障がいや疾病、発達の状況などにより、あっせんをした施設では加配職員の配置ができないことを理由に利用者が希望する施設に入所できない場合があるということで、この利用希望者の障がいや疾病、発達の状況などによりの部分が大変重要なポイントかなというふうに思っております。聞き取りの際にも、保護者さんが不安になったりですとか、悲しませるとのないようにということをおっしゃっていただきまして、施設さんのほうにも事情があるにしましても協力をしっかりと求めていただいているということで、大変ありがたいことだなというふうに思います。引き続き保護者のニーズ、施設側の状況等も把握

していただきながら取り組んでいただきたいと思います。

そうしますと、大要の4点目に移ります。皆生温泉の景観形成について伺っていきたいと思います。

皆生温泉の持続的な活性化を図る上で、新規出店者数というものは極めて重要な指標であるというふうに認識をしております。この数は、温泉地の未来への期待度ですとか、事業を行う環境の健全性を示すバロメーターとも言えるのではないでしょうか。近年、体感としては、皆生温泉エリアに新しいお店が増えてきているような印象を持っておりますし、市民の方からも、お店増えたよねというような声をいただくこともありますが、具体的にどのような数が増えているのかというところをお伺いしたいと思います。皆生温泉エリアにおける新規出店者数の推移について、まず初めにお伺いしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 皆生温泉エリアにおける新規出店数は、令和4年度が8件、令和5年度が6件、令和6年度が7件、令和7年度が4件でございます。令和7年度は、皆生温泉エリア経営実行委員会の空き不動産への出店者誘致の取組から、6月に観光センター向かいにコーヒーショップが出店されたところでございます。令和4年度から皆生温泉の空き不動産の活用に向けた取組を進めております。引き続きエリアへのさらなる新規出店につなげていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 今年度は4件って、年度途中の数字だというふうに思っております。

本市は、令和7年9月30日に、持続可能な温泉地づくりを推進することを目的に連携協定を締結しております。その中の具体策として、点在する空き家、空き店舗での新規開業促進等というのがございまして、項目としては景観の整備というところにかかっておりましたので、遊歩道の整備と併せて質問していただくということで取り上げさせていただいております。

皆生温泉で新規出店の促進が必要と考える理由と市の基本認識を、確認の意味も込めてお伺いしておきたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 エリアの新規出店によりまして、まちの新たな魅力が創出され、観光客の皆様や地域の住民の皆様に訪れていただき、にぎわいや活気が生まれ、地域内の消費拡大が図られるとして考えてございます。あわせて、新たな民間事業者の投資意欲の向上にもつながると考えておりまして、促進していくことは必要と認識してございます。

皆生温泉まちづくりビジョンでは、観光センターと海、砂浜をつなぐ四条通りをメインストリートとして位置づけており、本市におきましても、皆生温泉エリア経営実行委員会と連携を図り、四条通りを中心に新規出店の促進に向けた取組を実施しているところでございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 新規出店者の増加に向けては、これまでにも取り組んでこられていた部分があるというふうに認識をしておりますが、新規出店者増加に向けて、市は具体的にどのような施策を実施してきたのかお伺いをしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 これまでの取組でございますが、皆生温泉エリア経営実行委員会の取組といたしまして、エリア内の空き不動産基礎情報調査を実施し、その結果を基に、空き物件を巡るツアーやお試し出店企画などを行いまして、新規出店者の誘致に取り組んでいるところでございます。あわせて、地方創生推進交付金を活用しました創業支援補助としまして、空き店舗の改修費用の支援を行い、エリア内の新規出店に向けた取組も実施したところでございます。

そのほかといたしましては、鳥取銀行、米子信用金庫と共同出資をして設立いたしましたよなご住んで楽しいまちづくりファンドの取組として、空き家、空き店舗などの利活用を通じて、地域ににぎわいを創出する事業にも取り組んでいるところでございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 空き店舗の改修費用の支援もやっていただいたというふうなことだったかと思いますが。例えば、塩害の影響が懸念されていたりとか、大幅な修繕が必要であろう物件も多かったり、あとは観光客の方に向けた商売をしようと思うと、それなりの投資が必要であったり、なかなか意向に合う物件が見つからないということがあったり、事業者さんの目線からすると、新規出店者増加に関する取組としては十分ではないのではというふうに思うところがありますが、認識をお伺いしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 先ほども御答弁をさせていただきましたが、

皆生温泉エリア経営実行委員会によります新規出店に向けた取組に加え、皆生温泉エリアの魅力を高める様々な取組を実施してございます。

本市は、来街者が安心・安全に過ごせ、そぞろ歩きができる夜間空間形成を目的として、海岸遊歩道などの皆生温泉のエリア内の明かりの整備を実施したところでございます。現在は、海岸遊歩道に居心地のよい滞在空間を造成するため、ベンチやあずまや、芝生空間などの整備をする工事を進めてございます。また、観光協会におかれましても、皆生温泉の資源である海、砂浜の利活用の取組として、皆生温泉海遊ビーチの運営やカイケジャンボリーを開催していただき、皆生温泉の認知度向上や来街者の増加に寄与していただいてございます。

これらの様々な取組が皆生温泉エリアの魅力を高め、新規出店につながっていると考えておりますことから、引き続きエリアの価値向上に資する取組を推進していきたいと考えてございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 いわゆる機運を醸成していくということについては、非常にやっていたいしているなというふうな認識を持つております。その中で、9月に締結された皆生温泉の再生及び活性化に係る連携協定においても新規開業促進等について触れられておりますので、本市としても、民間さんと連携をしながら、そういう分野により一層力を入れていくものであるのではないかなどというふうに思っているところでありますが、今回の連携協定を踏まえ、どのように新規開業促進を強化していくのか、お考え

を伺いたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 本年9月30日に、皆生温泉の再生及び活性化に係る連携協定を締結してございます。具体的取組といたしまして、空き店舗での新規開業促進がございますことから、一層推進していく考え方でございます。

連携協定には、これまで御協力をいただいていた金融機関も含め、多くの金融機関の皆様が参画しておられることから、さらなる連携、支援によりまして、新規開業希望者と空き不動産とのマッチングを強化していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 連携協定については、具体的な部分というのは今後決まっていくものであるというふうに認識をしておりますので、そういった動向等も注視をさせていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、遊歩道の整備についても伺いたいと思います。皆生温泉は、本市を代表する観光地であり、景観の質というものが、価値と回遊性に直結するというふうに考えておりますが、本市として景観形成をどう位置づけおられるのかお伺いしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 本市の景観計画におきまして、市全域を景観計画区域とし、市民の皆様と協力して、美しい米子を守り、育んでいくことにしてございます。平成31年に提言をいただきま

した皆生温泉まちづくりビジョンには、明かりによる温泉情緒の創出といった景観形成に関連する取組が掲げられております。本市は、明かりの実証実験を行いまして、令和3年度には、皆生温泉エリアの夜間景観形成の基本方針である皆生みらいの灯りコンセプトを策定し、皆生温泉エリアの明かりのリニューアルを実施しているところでございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 皆生温泉エリアの海岸遊歩道については、街灯のリニューアルなどを行っていただいておりまして、宿泊地としての皆生温泉の夜景イメージの打ち出し、そして一層の活性化に取り組んでいただいているというふうに認識をしております。

この明かりの整備というの非常にこだわって、景観にも配慮して行っていただいているというふうな認識を持っておりますが、それも含めまして、本市がこれまで皆生温泉で実施してきた景観形成策について、確認の意味も込めてお伺いをしておきたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 令和3年度に四条通りと中央通りの既存街灯21基の色を暖色に変更し、令和4年度から令和6年度にかけ、海岸遊歩道に多くの来街者が訪れ、安心・安全にそぞろ歩きできる夜間空間形成を目的としまして、街灯28基、地面設置のスポットライトを57基整備したところでございます。

そのほかといたしまして、温泉地としての統一感の醸成を図るため、旅館の敷地と都市公園の植樹帯が一体となった対流空間の整備、旅館照明整備に対する支援、四条通り沿いのファサード整

備、これはフェンスの木製化というようなところに支援を行ってございます。現在は、海岸遊歩道に居心地のよい滞在空間、安心・安全な歩行者空間を創出するために整備を進めているところでございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 景観に関する取組も力を入れてやっていただいている部分があるということで認識をしておりますし、現在では、居心地のよい滞在空間、安心・安全な歩行者空間を創出するために、海岸遊歩道の整備を進めていただいているとのことで、今回の遊歩道の整備というものは、皆生温泉エリアの景観に大きく影響を及ぼす事業であるというふうに認識を持っております。実際には、ワークショップなども開催していただきて、市民の方であったり、皆生温泉の関係者の方々など、様々な方が参加して、感想のような部分から、実際にこうしたうほうがいいんじゃないかというような具体的な部分の意見もあったというふうに記憶をしておりまして、そういういったような形で多くの方の意見を聞きながら、丁寧に進めてきていただいているというふうに理解をしております。

その中で出た意見も、設計段階で反映していただいている部分もあるかもしれません、今回は景観に焦点を当てて伺いたいと思っております。今回の遊歩道整備における設計段階での景観への配慮についてお伺いをしておきたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 設計の段階から、皆生温泉エリア経営実行委員会のアドバイザーを務めている方や開催いただいたワークショップ参加者の意見を反映させて、景観にも配慮し、海、砂浜と

旅館をつなぐ温泉街にふさわしい、調和の取れた設計としたところでございます。

具体的には、皆生海岸の象徴でありますトンボロをイメージした波形の通路、白砂青松のイメージを維持するために既存の松を生かしたしつらえ、ベンチ、あずまや、築山等のたたずめる空間を配置し、景観に配慮した舗装材を使用し、整備を行う設計内容としてございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 景観についても、非常に設計段階では配慮をしていただいているというようなことが伺えたかなと思っております。

設計段階で景観に配慮していただいている部分について、この施工段階で設計者の意図を酌み取りながら、忠実にかつ柔軟に実現されるのかというところが非常に気になっているポイントでございます。あくまで一般論としてにはなりますが、設計段階で想定し切れなかった現場の想定外の状況、設計の不具合というものは発生するものというふうに言われていると聞いております。その際に、現場の状況に合わせて設計をよりよいものにする対応というものが必要になってくるのではないですか。

景観に対する設計者の意図が現場レベルの判断や部署間の役割のずれによって損なわれることを懸念しておりますが、施工段階で景観配慮を担保するための体制、担当部署の役割分担についてお伺いをしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 皆生温泉海岸遊歩道の整備に関しまして、先ほど森田議員からおっしゃられたような、そういう配慮する

ような事項につきましては、設計の段階で既に検討をしてございます。その後、設計書のとおり工事を完成させるため、予算、全体的なものに関するのは観光課でございまして、工事につきましては都市整備課が監督業務を担当しております。それぞれ連携しながら事業を進めていくことにしてございます。以上です。

○岡田議長 森田議員。

○森田議員 都市整備課の皆様が技術的な側面で管理される一方で、例えば部材の変更が必要となった場合ですとか、収まりというものがどうか、掘ったら何か出てきたなど、想定外の事態というものはやはり起こり得るのではないかというふうに思っております。あらかじめ決められていないことについては、その都度協議をしていかれるものというふうに認識をしておりますが、景観やデザインの専門家によるチェックがない状態ですと、設計者の意図した感性的な価値というのも失われてしまうリスクがあるのではないかでしょうか。

そこで、外部の景観専門家の方をアドバイザーとして配置し、景観に関わる資材の変更が必要な場合の助言、現場でのデザイン的な判断が必要な際の指導、設計意図の最終チェックなどの支援を行うということは、質の高い景観を実現するための確実な投資というふうに私は考えておりますので、こちらは意見としてお伝えをおきたいと思います。

そういう方を配置しない場合においても、遊歩道沿いの旅館さんともしっかりと密にコミュニケーション、既に取っていただいているというふうには思いますけれども、より密にコミュニケーションを取っていただきながら、よりよい景観づくりに取り組

んでいただきますようにお願いを申し上げて、私の質問を終わり  
たいと思います。ありがとうございました。